平成２８年（フ）第４７４号
神奈川県小田原市中曽根202番地　メゾンドール加藤406
債務者　杉本　　伸
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５４７号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1083番地の２　サニーシャンプル102号、前住所栃木県宇都宮市宮の内１丁目172番地８　プロムナード伍番館201
債務者　小澤　歩波
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５６１号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目27番17号
債務者　小林　賢士
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５６６号
神奈川県厚木市上依知1703番地４　ピークハウス101
債務者　武田　新吾
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５８７号
神奈川県厚木市飯山3168番地３、前住所神奈川県厚木市戸室５丁目14番１号　ドルチェ戸室101
債務者　嶋　　貴司
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５９１号
神奈川県平塚市豊原町１番23―107号　美幸荘
債務者　小林レイ子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９１号
千葉県松戸市八ケ崎８丁目26番地の６　グッドヒルズＣ101号
債務者　櫻井美佐子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５０７号
千葉県柏市豊住１丁目３番14―108号
債務者　佐久間恵美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５５３号
千葉県柏市高南台１丁目12番地27
債務者　松﨑　則子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６９号
千葉県松戸市新松戸１―163　エスアイマンション201、住民票上の住所千葉県船橋市二和東５丁目32番10号
債務者　後藤　智世
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８８号
千葉県松戸市稔台1120番地の３　ユーティーⅡ３号
債務者　柴田　留美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２０号
千葉県柏市花野井102番地17　ブリーズ・ベルⅡ―103号
債務者　吉田　孝亨
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８６号
沖縄県那覇市長田２丁目２番29号　グランドヒルズタマキ707
債務者　小幡　勝彦
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９３号
山口市前町４番28―210号
債務者　徳澄　宏樹
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７４７０号
東京都大田区山王４丁目29―１　291山王101
債務者　千葉みどり
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４７８号
東京都足立区梅田２丁目６―９
債務者　川上　直樹
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５０１号
東京都豊島区池袋本町２丁目５―６
債務者　境野　正美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部